

高蔵寺分屯基地グラウンド使用心得

令和5年5月24日

- 1 使用責任者はグラウンドを使用する前後に基地警衛所に申し出てください。
また、使用後は係員の点検を受けてください。
- 2 熱中症予防を実施してください。
- 3 未成年者だけが使用する場合は、常時、使用責任者が付き添ってください。
- 4 許可された使用目的及び時間以外に使用しないでください。
- 5 許可された場所以外は立ち入らないでください。
- 6 火気の使用及び危険物、動物等の持ち込みをしないでください。
- 7 近隣の住宅等への迷惑となる行為は行わないでください。
また、トラブル等（近隣住宅へボールが入って窓ガラスを割るなど）があった場合は、使用者で対応してください。
- 8 使用中に事故又は機材等の不具合があった場合は、直ちに基地警衛所に連絡してください。
- 9 使用中の事故の責任については、使用者が一切の責任を負うものとします。
- 10 サッカーゴール等の設置物を移動する場合は、事前に連絡してください。
また、移動した場合は元の位置に戻してください。
ご利用後の芝生等に穴やめくれが出来た場合は、必ず元に戻してください。
- 11 故意又は過失により施設及び備品を損傷等させた場合は、それによって生じた損害の賠償責任は使用者が負うものとします。
- 12 グラウンド内での飲酒、飲食（水分補給のための飲料水を除く。）及び喫煙はしないでください。
また、グラウンドの水道は飲用ではないので飲まないでください。
- 13 使用した場所（トイレを含む。）の清掃を行ってください。
- 14 ゴミは各自で持ち帰ってください。
- 15 その他、係員から指示があった場合は、その指示に従ってください。
- 16 この心得が守られない場合は、使用の中止を指示することがあります。

高蔵寺分屯基地体育館使用心得

令和5年5月24日

- 1 使用責任者は使用者全員が集まり次第、基地警衛所に申し出てください。
- 2 熱中症予防を実施してください。
- 3 未成年者だけが使用する場合は、常時、使用責任者が付き添ってください。
- 4 許可された使用目的及び時間以外に使用しないでください。
- 5 コインロッカーを使用した際は、鍵を元の位置に返納してください。
- 6 シャワー室、2階トレーニング場は使用しないでください。
- 7 火気の使用及び危険物、動物等の持ち込みをしないでください。
- 8 壁に向かってのボール打ち等を行わないでください。
- 9 使用中に事故又は機材等の不具合があった場合は、直ちに基地警衛所に連絡してください。
- 10 使用中の事故の責任については、使用者が一切の責任を負うものとします。
- 11 故意又は過失により施設及び備品を損傷等させた場合は、それによって生じた損害の賠償責任は使用者が負うものとします。
- 12 体育館内での飲酒、飲食（水分補給のための飲料水を除く。）及び喫煙はしないでください。
- 13 使用した場所（トイレを含む。）の清掃を行ってください。
- 14 ゴミは各自で持ち帰ってください。
- 15 その他、係員から指示があった場合は、その指示に従ってください。
- 16 使用責任者は、使用後に係員の点検を受けてください。
- 17 この心得が守られない場合は、使用の中止を指示することがあります。

体育施設の使用要領及び注意事項等

令和5年5月24日
航空自衛隊高蔵寺分屯基地

1 使用の基準

(1) 使用できる団体

原則として、スポーツの実施を目的とした所属人員15名以上の団体とします。

(2) 使用できる日時

原則として、土曜日、日曜日及び祝日（以下「休日」という。）の午前9時から午後1時までとします。ただし、次の日は使用できません。

ア 12月25日から翌年1月8日までの間

イ 休日であっても自衛隊の活動に支障のある日（訓練及び行事等で使用している日）

(3) 使用できる回数

一団体につき、1月あたり2回までとします。

2 使用の受付及び申請要領等

(1) 受付及び申請の期間等

ア 期間

使用希望日の属する月の前月の1日から使用日の14日前（休日を除く。）までの間とします。ただし、12月29日から翌年1月5日まで及び5月1日から5月5日までの間は除きます。

イ 時間

上記の期間の午前9時から午後1時までとします。

(2) 受付から施設使用までの流れ

使用希望日の空き状況の確認及び受付（電話に限る。）

電話番号：0568-51-0265 内線208（高蔵寺分屯基地広報班）

→

申請用紙を受領（高蔵寺分屯基地広報班）

→

申請者は、申請用紙（「体育施設の部外者使用許可申請書」及び「使用者名簿」）に必要事項を記入し、期限までに高蔵寺分屯基地広報班に提出（郵送可）

→

申請者に、使用日の前日までに「体育施設の部外者使用許可証」及び「使用記録」を送付

→

体育施設使用（送付された「体育施設の部外者使用許可証」及び「使用記録」を携行）

(3) 注意事項

ア 受付は、先着順とし、期限までに申請書の提出がない場合は、受付を無効とします。

イ 受付終了後に使用を取りやめることとなった場合は、速やかに連絡してください。

ウ 未成年者だけの団体が使用を希望する場合は、親権者又は親権者に準ずる者が申請を行ってください。

エ 利用当日は、「体育施設の部外者使用許可証」に記載された者が使用責任者となります。

オ 使用を許可された場合であっても、自衛隊の活動に支障がある場合は、許可を取り消すことがあります。

なお、この場合には、速やかに使用責任者に連絡します。

3 当日の使用要領（別図参照）

(1) 体育施設地区への入出門要領

ア 開門時間帯及び開門場所

体育施設地区の門扉は終日閉門しています。このため、体育施設の使用を許可された団体が使用する場合には、許可された時間帯に限り、別図の「B：体育館北側門扉」を開門します。

イ 入出門要領

(ア) 使用責任者は、入門の前に基地警衛所受付に立ち寄り、交付された「体育施設の部外者使用許可証」を提示し、「使用記録」を提出してから入門してください。また、使用後は基地警衛所受付にその旨を連絡し点検を受けてください。

(イ) その他の使用者は、基地警衛所受付に立ち寄ることなく入出門してください。

(ウ) 門扉箇所には不審者の進入防止の為に物品を設置してあります。気をつけて入出門してください。

ウ 体育施設内の走行

体育施設内を車両で走行する場合は、安全に留意してください。万一、事故等が発生した場合は、使用者又は使用団体が一切の責任を負ってください。

エ 駐停車場

使用者及び送迎等の車両は、グラウンドの使用の場合は、「グラウンド利用者駐停車場」に、体育館の使用の場合は、「体育館利用者駐停車場」に駐停車してください。

なお、開門時間前に到着した場合は、体育館北側門扉西側の「車両待合場所」（別図の黒色部分）に停車し開門を待ってください。